

たかしんアパートローン

令和6年4月現在

商品名 (愛称)	たかしんアパートローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人・法人の方 ○個人の場合、借入時の年齢が満20歳以上で、原則として66歳未満の方 ○新築の場合、原則、自己所有(個人は親族名義も可)の土地の上に賃貸住宅を建設するか、または、土地を自己資金で購入できる方 ○中古賃貸住宅の購入の場合、原則、土地相当額を自己資金で対応できる方 <p>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</p>
お使いみち	賃貸住宅の新築、建替え、増改築、他行賃貸住宅建設資金の借換え、中古賃貸住宅の購入・増改築資金
ご融資金額	100万円以上
ご利用期間	30年以内
ご融資利率	<p>当金庫所定利率による (固定期間3年・5年・7年・10年または変動金利をお選びいただけます)</p> <p>(固定金利選択型) 固定金利選択型(3年・5年・7年・10年)についてお借入当初の利率が適用されるのは固定金利期間中に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。選択した固定期間経過時点で再度、固定金利型または変動金利型を選択していただくことができますが、この時点での利率はお借入当初の利率とは異なる可能性があります</p> <p>(変動金利型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入後の利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日(以下「基準日」という)の2回に行うものとし、前回基準日(借入日が前回基準日以降の場合は借入日)における基準利率(当金庫所定利率による)と現基準日における基準利率の差をもってお借入利率を引下げまたは引上げるものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息先払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日から新利率適用によるご返済が始まるものとします ・利息後払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日とし翌月7月、1月の約定日から、新利率適用によるご返済が始まるものとします
ご返済方法	元金均等毎月返済(利息先払い)または元利均等毎月返済(利息後払い)

担保	<p>当金庫に対して不動産(土地・建物)を担保として差し入れていただくこととなります。また、担保に差し入れていただいた不動産にかけられた火災保険には質権を設定させていただきます。火災保険の期間は原則としてローンのご返済期間と同一とし、保険金額は建物の時価としていただきます</p> <p>※不動産担保は第一順位の抵当権または根抵当権の設定といたします</p> <p>※不動産に担保を設定する場合は、不動産担保事務取扱手数料をお支払いいただきます(手数料は当金庫本支店窓口までお問い合わせください)</p> <p>※登記に関する費用はお客様のご負担となります</p>
保証	不要
保証人	経営者保証ガイドラインに則ります
手数料 (消費税込)	<p>○ご融資実行時に当金庫所定の手数をいただきます</p> <p>○お借入後に固定金利を再度選択する場合には1回毎に所定の手数をいただきます</p> <p>○お借入後に固定金利を再選択する場合は1回毎に所定の手数をいただきます</p> <p>○ご融資期間中に一部繰上げ返済または繰上げ完済される場合には、それぞれの所定の手数をいただきます</p> <p>詳しくは窓口にお問合せください</p>
お取扱期間	随 時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話：027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問合わせください○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります○詳しくは、窓口までお気軽にお問合わせください
-----	---

融事—03

高崎信用金庫